

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部監督課
課 長 柴崎 正彦
主任監察監督官 徳永 和成
(電話) 026-223-0553

外国人技能実習生の実習実施者に対する、
令和3年の監督指導、送検等の状況を公表します

～約7割の事業場で法令違反、2年連続増加～

厚生労働省長野労働局（局長 小野寺喜一）では、このたび、管内の労働基準監督署が、令和3年に外国人技能実習生（以下、「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

【令和3年の監督指導・送検の概要】

■ 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 308 事業場（実習実施者）のうち、207 事業場（67.2%）。

（※）監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。

■ 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（22.4%）、②健康診断の結果についての医師等から意見聴取（15.3%）、③賃金の支払（14.3%）の順に多かった。

■ 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 1件。

外国人技能実習制度は、技能実習の適切な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業での人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

長野労働局及び管内の労働基準監督署は、引き続き、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

【別紙】 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和3年）

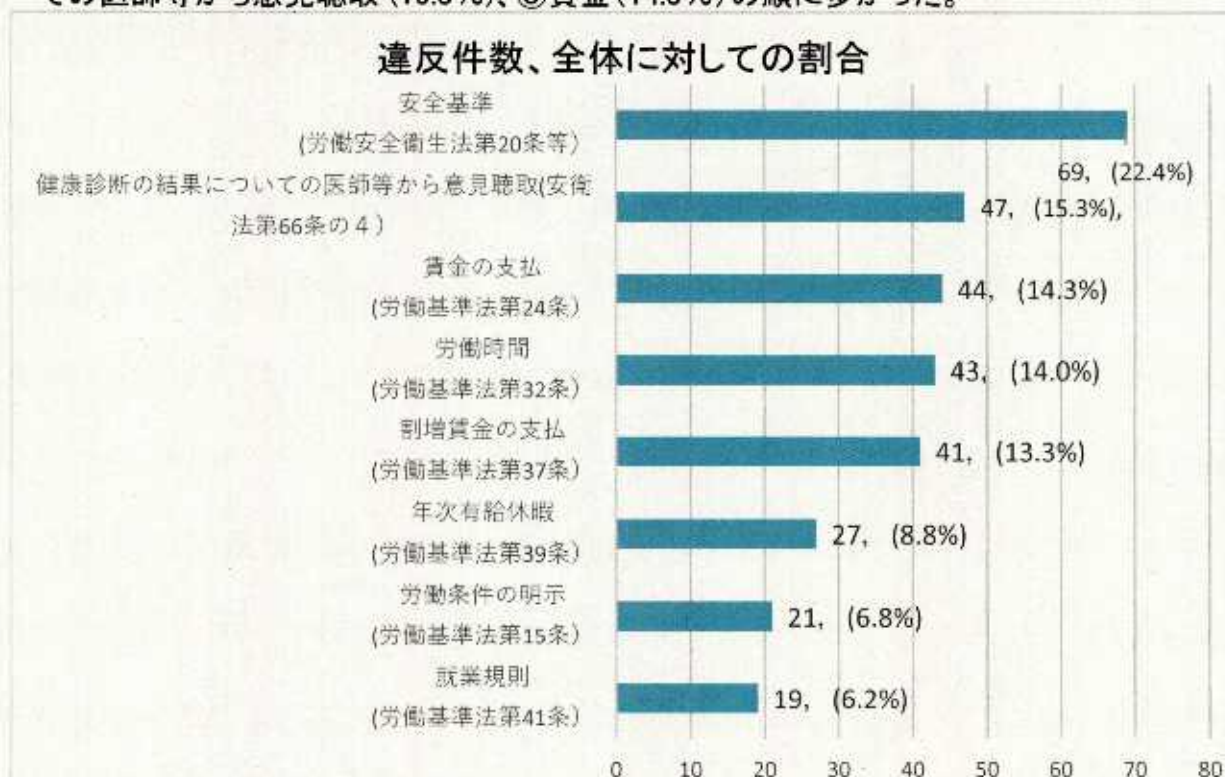
技能実習生の実習実施者に対する 監督指導、送検等の状況(令和3年)

1 監督指導の状況

- (1) 管内の労働基準監督署において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して、308件の監督指導を実施し、その67.2%に当たる207件で同法令違反が認められた。
 <注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に係る違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準(22.4%)、②健康診断の結果についての医師等から意見聴取(15.3%)、③賃金(14.3%)の順に多かった。



<注>違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
機械・金属	99	63 (63.6%)	安全基準 44 (44.4%)	労働時間 28 (28.3%)	割増賃金 25 (25.3%)
食料品製造	61	43 (70.5%)	安全基準 28 (45.9%)	衛生基準 10 (16.4%)	労働時間 9 (14.8%)
繊維・衣服	4	0 (0.0%)	---	---	---
建設	28	19 (67.9%)	割増賃金 7 (25.0%)	安全基準 5 (17.9%)	年次有給休暇、 賃金台帳、健診 結果 4 (14.3%)
農業	45	34 (75.6%)	賃金 18 (40.0%)	年次有給休暇(時 期指定) 8 (17.8%)	健康診断の実施 8 (17.8%)
<参考> 全業種	308	207 (67.2%)	安全基準 69 (22.4%)	賃金 47 (15.3%)	健診結果 44 (14.3%)

<注1>「主な業種」は、技能実習の計画認定件数が多い5職種(機械・金属関係職種、食料品製造業関係職種、

繊維・衣服関係職種、建設業関係職種、農業関係職種)に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2>「主な業種」の内訳は、次の通り。

機械・金属 ……鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業

食料品製造業 ……食料品製造業

繊維・衣服 ……繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

建設 ……土木工事業、建築工事業、その他の建設業

農業 ……農業、畜産業

(4) 令和3年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1

外国人技能実習機構の通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働の是正及び時間外労働の削減を指導

(1) 概要

- 食料品の製造加工を行う事業場(技能実習生3人在籍)において、技能実習生に36協定で定めた限度時間を超える違法な時間外労働を行わせていた。さらに、技能実習生について、賃金不払残業、賃金控除協定のない一部の費用を控除が認められた。

(2) 労基署の対応

- 賃金から家賃等を控除する旨の書面による協定を締結していないにもかかわらず、賃金から控除して支払ったことについて是正勧告した。
- 週40時間を超える時間外労働に対して、法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていないことについて、是正勧告した。
- 調査時は、36協定を超える違法な時間外労働は改善されていたが、過重労働による健康障害防止対策として、時間外労働時間の削減を併せて指導した。

指導事項

労働基準法第24条第1項(法定の項目以外を、労使協定なく賃金から控除していた)違反

労働基準法第37条(割増賃金の支払)違反

(3) 指導後の会社の取組

- 不足していた時間外労働に対する割増賃金を遡って支払った。
- 賃金から控除する項目について、書面による労使協定を締結した。
- 人手不足解消のため、求人を増やし、また、新規設備を導入して、生産性向上を図り、長時間による過重労働防止に取り組んだ。

事例 2

労働災害を契機に、監督指導を実施し、機械による危険防止措置等について指導

(1) 概要

■ 災害復旧工事で、被災者(技能実習生)は、伐木用機械(他者が操作)にて倒木等の作業をした後の、枝木や草を集める作業を行っていた。

その際、重機のアーム先端が、旋回範囲内にいた被災者の足に当たり、打撲等を負う労働災害が発生した。

(2) 労基署の対応

■ 重機で作業を行っていた際の、立ち入り禁止措置が講じられていなかったことについて、是正勧告し、安全教育が不十分だったことについて指導した。

指導事項

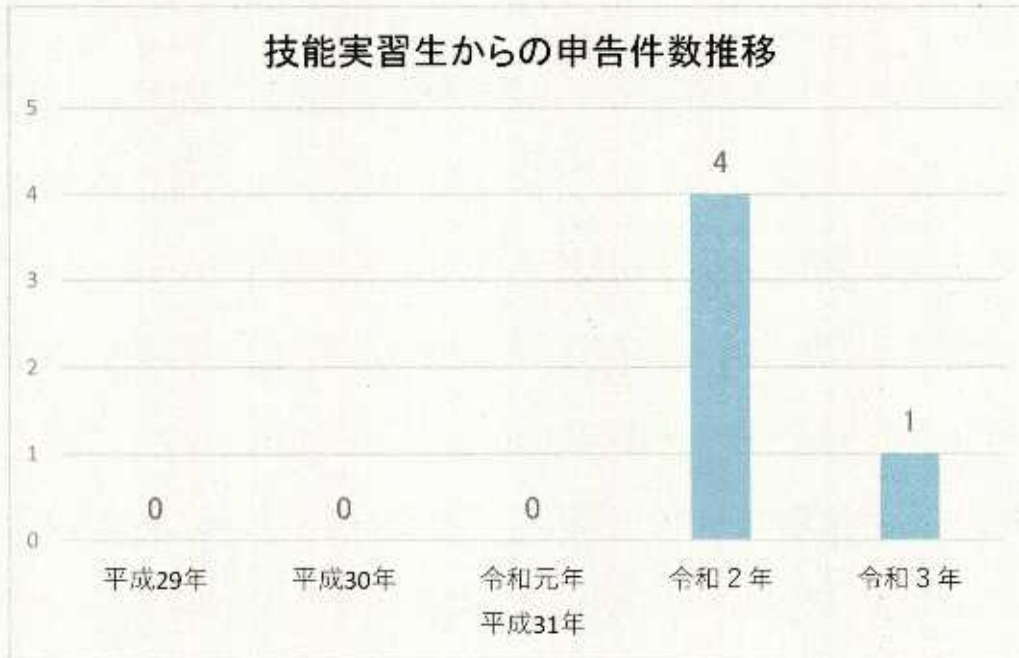
労働安全衛生法第 20 条第 1 号(事業者の講ずべき措置等)違反
労働安全衛生規則第 158 条第 1 項(接触の防止)違反

(3) 指導後の会社の取組

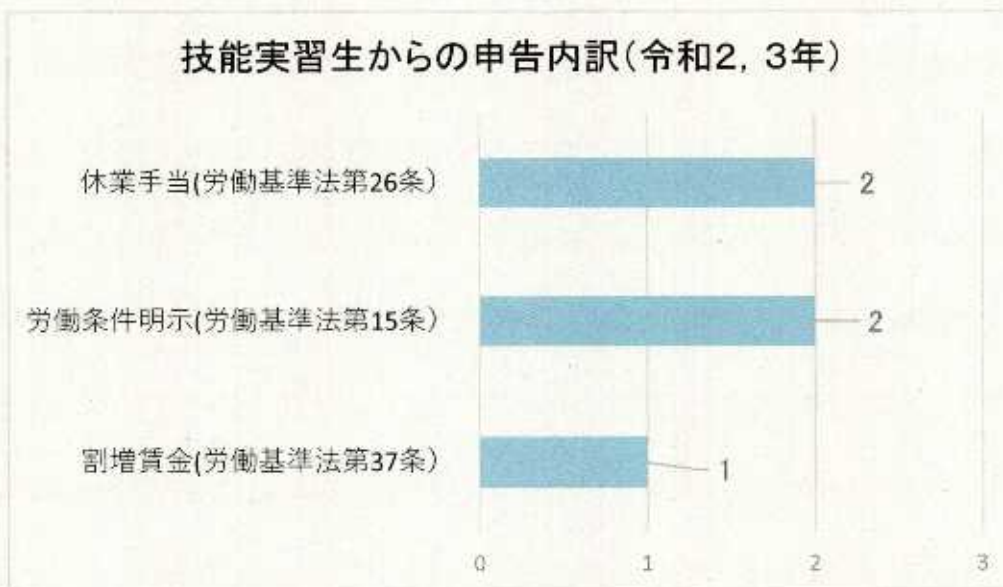
- 重機の近くで作業を行う際に、誘導者を配置するようになった。
- 作業には、重機の危険性や誘導者の指示に従うよう安全教育を行った(技能実習生の母国語)。

2 申告の状況

(1) 技能実習生から、管内の労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は、1件であった。



(2) 申告内容(令和2, 3年)は、休業手当・労働条件明示が各2件、割増賃金が1件であった。



(3) 令和3年の申告事例には、以下のようなものがあった。

事例

事業場都合の休業に対し「休業手当が支払われない」との申告があったもの

(1) 概要

- 令和2年11月から4か月間、「仕事がない」と言われ、休業させられたにも拘わらず、休業手当が支払われない旨の申告がなされた。
- 調査の結果、所定労働日として決められている日に、会社都合で休業させ、休業手当を支払っていない状況が認められた。

(2) 労基署の対応

使用者の責に帰すべき事由による休業は、平均賃金の6割以上の手当を支払わなければいけないことについて、是正勧告した。

指導事項

労働基準法第26条違反(休業手当)

(3) 指導後の会社の取組

- 申告した技能実習生に対して、未払いの休業手当約17万円が支払われた。

3 送検の状況

(1) 技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督署が送検した件数は、1件であった。



(2) 平成30年以降の送検法条文の内訳は、次の通りであった。

労働時間 (労働基準法第32条)	2
割増賃金 (労働基準法第37条)	1
労働者の就業にあたっての措置 (労働安全衛生法第59条、61条)	2
健康障害を防止するための措置 (労働安全衛生法第22条)	1

4 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している。
- (2) 労働基準監督機関から、出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報(※1)した件数は 件、労働基準監督機関が、出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報(※2)された件数は、89件である。

なお、監督指導等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関・外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしている。(令和3年は長野局では)

(※1) 労働基準監督機関から、出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して、監督指導を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

(※2) 出入国管理機関・外国人技能実習機構から、労働基準監督機関へ通報する事案

出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

労働基準監督機関と、関係機関との相互通報の状況

